

みなかみ町
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画
(案)

平成30～32年度



みなかみ町

目次

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	3
2. 計画の基本理念	3
3. 計画策定の目的	4
4. 計画の概要	5
(1) 計画の法的根拠	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
(1) 関係機関へ聞き取り調査の実施	6
(2) 利根沼田地域自立支援協議会の活用	6
(3) パブリックコメントの実施	6

第2章 計画の基本目標

1. 基本目標	7
2. 計画における視点	9

第3章 障害福祉サービスの展開

1. 第4期計画の実績	10
(1) 第4期計画におけるサービス提供の状況	10
(2) 地域生活支援事業の状況	13
(3) 障害児福祉サービスの状況	14
2. サービス体系及び数値目標	15
(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系	15
(2) 本町における地域生活支援事業の考え方	20
(3) 平成32年度の目標値	21
3. 本町におけるサービス見込量の考え方	26

4. サービス見込量及び見込量確保のための方策	28
（1）訪問系サービス	28
（2）日中活動系サービス	28
（3）居住系サービス	29
（4）その他サービス	29
（5）地域生活支援事業	30
（6）障害児福祉サービス	32

第 4 章 計画の推進

1. 推進体制	34
2. 計画の達成状況の調査・分析・評価	35
3. 計画への反映	35

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

平成23年8月に障害者の定義等の見直しや障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性が尊重される「共生社会」の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。

平成24年10月には、障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」を施行し、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が施行となりました。

本町では、平成29年度までの「みなかみ町第4期障害福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況、目標数値及び課題等を検証し、国や県の指針や障害者制度改革を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制、自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保することを目的として、平成30年度から平成32年度までの3年を期間とする「みなかみ町第5期障害福祉計画」と新たに策定が義務づけられた「みなかみ町第1期障害児福祉計画」を一体化し、計画的に障害福祉施策を推進することとしました。

2. 計画の基本理念

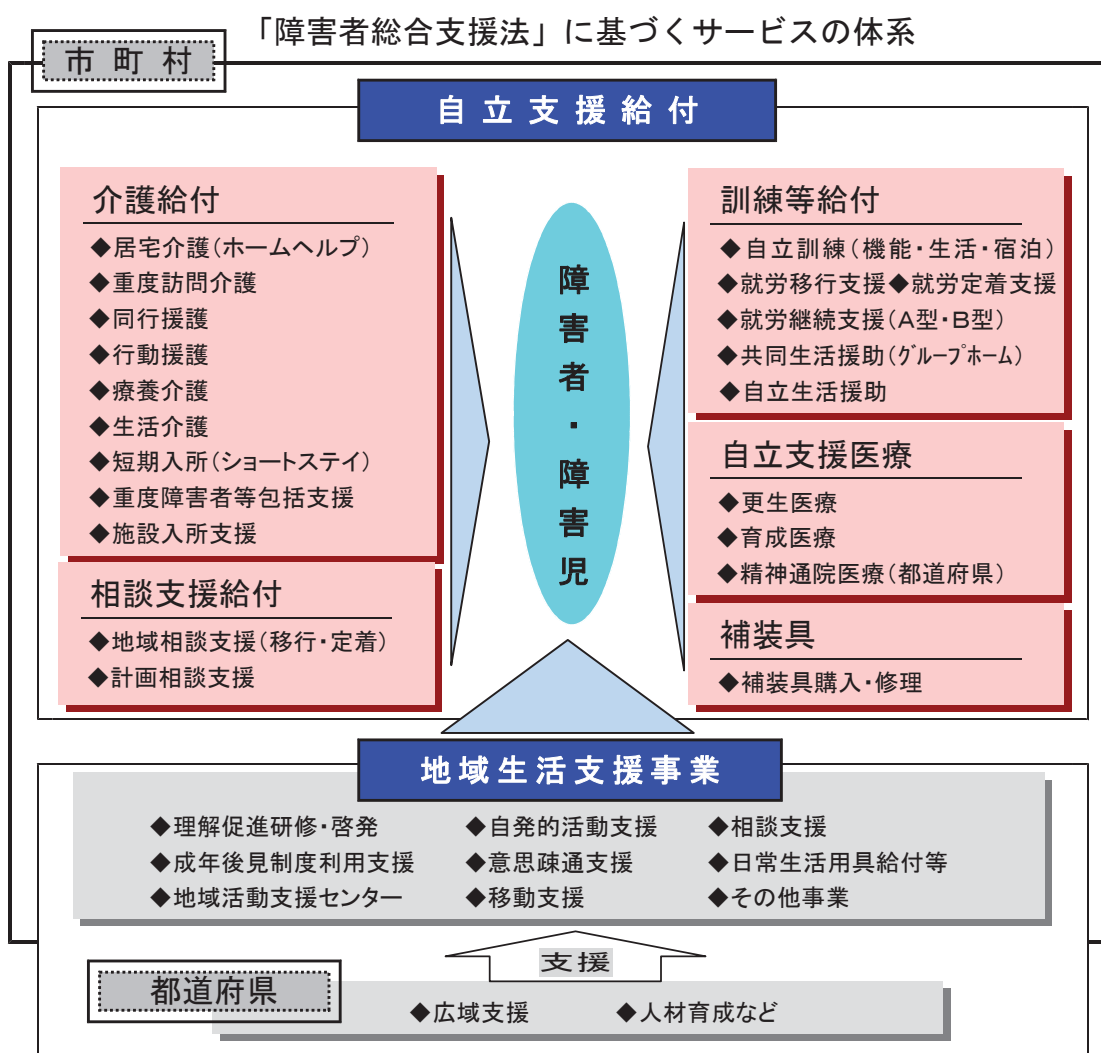
障害者基本法では「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を基本的理念としています。

本町では「障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会」、「障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会」、「障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会」を基本理念に障害福祉施策の充実を図ります。

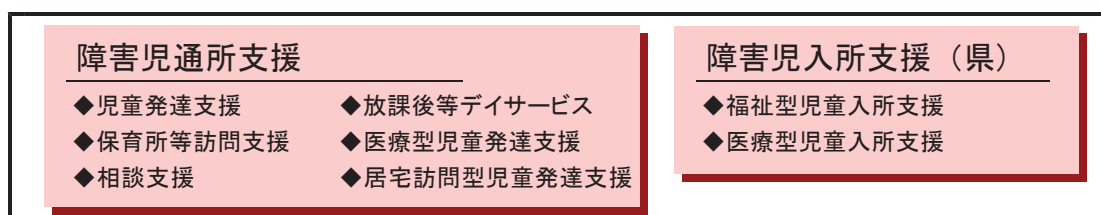
3. 計画策定の目的

障害者総合支援法の各種サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に編成され、障害児通所・入所支援は、児童福祉法に基づいています。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や各年度ごとの必要見込み量等について、具体的な数値目標や取り組みを明確にする必要があります。

本計画は、障害福祉サービスを中心とした計画で、計画期間における具体的なサービス見込み量やサービス確保の方策を示し、本町の障害福祉施策を計画的に推進することを目的としています。



「児童福祉法」に基づくサービスの体系



4. 計画の概要

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。また、障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画（障害者プラン）と調和が保たれたものでなければならないと定めています。また、市町村障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定が義務づけられています。

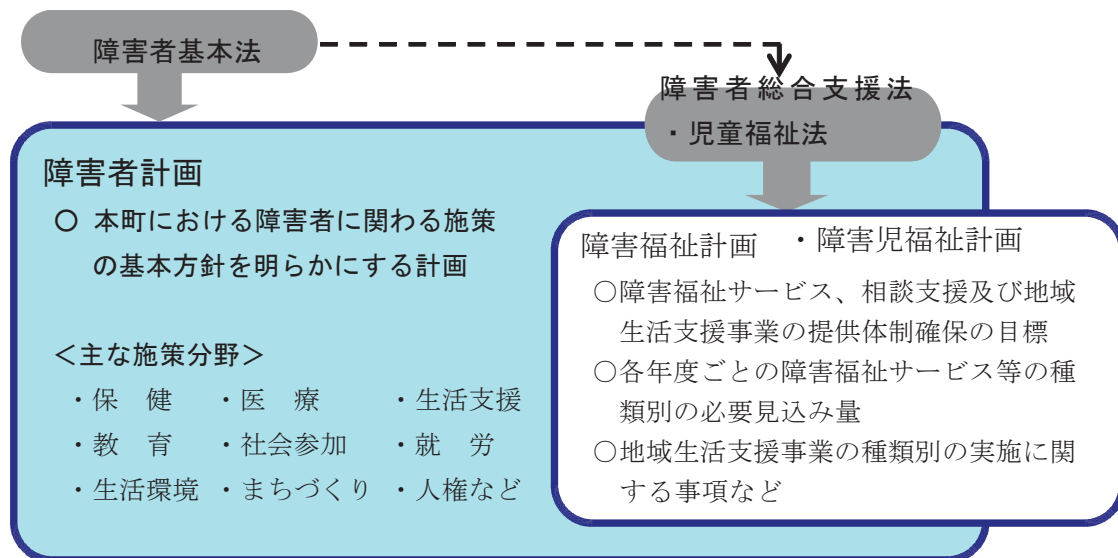
本計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、国から基本的な指針が示されているため、本計画も国の基本的な指針に準じて作成しています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本町における障害福祉施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針を定めた計画です。したがって、本計画は障害者計画と一体的に取り組んでいくこととします。

本町の総合計画は、障害者計画・障害福祉計画の上位計画となることから、総合計画との整合性に配慮するとともに、国や県の計画との整合性を図るものとします。

計 画 の 位 置 づ け



(3) 計画の期間

本計画の期間については、平成30年度から32年度までの3年間の計画とします。また、本計画における目標等について、年1回実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

5. 計画の策定体制

(1) 関係機関へ聞き取り調査の実施

みなかみ町社会福祉協議会や役場関係各課等の障害関係機関から障害者施策における課題や要望等の聞き取り調査を実施し、本計画に反映させます。

(2) 利根沼田地域自立支援協議会の活用

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、その他地域の課題を共有し、県や利根沼田の各市町村等との協働により、計画的に必要な障害福祉サービスの基盤整備や障害者への支援体制の構築を着実にを行うため、利根沼田圏域の市町村、事業者、雇用、教育及び医療等の関係者から構成される「利根沼田地域自立支援協議会」において、計画内容の検討を行います。

(3) パブリックコメントの実施

計画案を公表し、パブリックコメントにより、町民からの意見を本計画に反映させます。

第2章 計画の基本目標

1. 基本目標

障害者総合支援法では「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスによる支援、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行います。

障害者総合支援法の考え方を踏まえて、本町では本計画における基本目標を以下のとおり設定しました。

★ 障害者の自立と地域社会における共生の実現

障害者の自立と地域社会における共生を実現するためには、障害者自らの意志により、生活する場やサービス利用を選択・決定できることが重要であると考えます。障害者の自己選択・自己決定を尊重し、障害者のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を推進します。

また、社会参加の機会の確保や社会的障壁を除去することにより、地域社会における共生の実現に向けた環境整備を推進します。

★ 利用者本位のサービス体系の充実

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病患者等が支援の対象となり、障害支援区分の創設、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支援体制が拡充されたことにより、本町の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の充実を図ります。

★ 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障害者の自立を促進するためには、安定した生活が確立されることが必要であると考えます。就労を希望する65歳未満の障害者であって就労が可能と見込まれる方に就労移行支援や就労定着支援のサービスを提供し、就労が継続するよう支援します。また、施設入所者の就労を理由とする退所が少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては、地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備及び地域生活支援の拠点整備を図ります。

★ 障害のある子どもの一貫した効果的な地域支援体制の構築

障害のある子どもへの支援に当たっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長を育むために、障害の疑いがある段階から、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供することが求められています。

2. 計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいくこととします。

○ 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。特に精神障害者に対する訪問系サービスの充実など、障害種別間格差や地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

○ 希望する障害者に対する日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター）で提供されるサービス利用を希望する障害者に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

○ 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

障害者の重度化・高齢化をみすえたグループホームの整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

○ 地域生活支援拠点等の整備

利根沼田地域自立支援協議会等で検討し、利根沼田圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点づくり又は、面的な体制を整備します。

○ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。また、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合には平成30年度から施行される就労定着支援を利用し、継続して就労できるよう支援します。

○ 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

サービス提供基盤を整備するとともに、適切なサービス利用を支える相談支援体制の整備が必要と考えられることから利根沼田地域自立支援協議会を活用し、更なる相談支援機能の強化を図ります。現行の相談支援センター運営事業を継続し、基幹相談支援センターの充実強化を図ります。

第3章 障害福祉サービスの展開

1. 第4期計画の実績

(1) 第4期計画におけるサービス提供の状況

自立支援給付の訪問系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	44	39	44	35	44	29
		時間	320	294	325	246	330	214

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 訪問系サービスにおける現状と課題

居宅介護の身体介護、家事援助及び通院等介助サービスの利用時間が減少しており、同行援護の利用者・利用時間は、横ばいとなっています。また、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用者は、今のところおりません。居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のサービスを提供できる指定事業所は、町内に3か所ありますが、行動援護と重度障害者等包括支援については、町内に指定事業所がありません。

利用者の多くは視覚障害者であり、利用時間は居宅介護のサービスが最も多く続いて同行援護のサービスが多い状況です。居宅介護のサービスの内訳は、家事援助のサービス利用時間が最も多く、続いて通院等介助のサービスが多い状況であり、身体介護については、利用者・利用時間は、少ない状況にあります。

障害により、必要なニーズや支援の内容が異なるため、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図る必要があります。

自立支援給付の日中活動系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日 中 活 動 系	生活介護	人	59	52	59	51	59	48
		人日	1,120	1,075	1,110	1,030	1,100	1,002
	療養介護	人	5	5	5	5	5	5
	短期入所	人	5	3	5	2	5	2
		人日	60	26	60	18	60	15
	自立訓練(機能)	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	2	1	2	2	2	4
		人日	50	26	50	32	50	78
	就労移行支援	人	2	3	2	5	2	3
		人日	18	55	18	96	18	63
	就労継続支援(A型)	人	1	0	1	1	1	1
		人日	20	0	20	12	20	16
	就労継続支援(B型)	人	18	17	20	20	22	32
		人日	366	331	406	360	447	608

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 日中活動系サービスにおける現状と課題

生活介護のサービスを提供できる事業所は、町内に4か所ありますが、療養介護、短期入所、自立訓練及び就労支援のサービスは、町内に指定事業所がありません。

町内にないサービスについては、町外の事業所を円滑に利用できるよう、情報提供や利用支援を行います。

平成29年10月から地域活動支援センター「ぴっころ」が就労継続支援（B型）事業所に移行になりました。地域活動支援センター「ぴっころ」の利用者が就労継続支援（B型）に移行したため利用者が増加しています。

自立支援給付の居住系サービス提供の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居 住 系	共同生活援助 共同生活介護	人	25	22	26	22	27	27
	施設入所支援	人	46	43	45	41	44	39
	宿泊型自立訓練	人	3	1	3	2	3	5

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 居住系サービスにおける現状と課題

町内に居住系サービスを提供できる指定事業所はありません。共同生活援助、共同生活介護は平成28年度までは横ばいとなっていました。平成29年度から増加になっています。また、施設入所支援については、利用者の高齢化や介護保険サービスの利用等により、年々減少しています。宿泊型自立訓練は入所施設・病院を退所・退院した、知的障害または精神障害者が地域への移行を図るためにグループホーム等において、日常生活能力を向上させるための支援や生活等に関する相談・助言を受けられます。利用期間が標準2年間であることから、利用者数の大きな増加はありません。障害者総合支援法の基本方針として、施設入所・入院から地域への移行を推進することが定められており、地域移行の受け皿となるグループホームの整備が必要となります。

自立支援給付の相談支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相 談 支 援	計画相談支援	人	22	19	23	21	23	24
	地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 相談支援における現状と課題

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、平成27年3月末までに、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害者について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成が必要となりました。本町の計画作成済の割合は、高い状況にあります。

また、福祉施設や医療機関からの地域移行やその後の地域生活を継続するための相談支援等への対応のため、サービス計画を作成する人材の確保や体制整備が必要となります。

(2) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の状況(1か年当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1	1	1	1
	自発的活動支援事業	回	1	1	1	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	0	1	0
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	34	39	36	47	38	30
	日常生活用具給付事業	件	546	376	558	450	570	470
	手話奉仕員養成研修事業	回	0	0	0	0	0	1
	移動支援事業	時間	1,500	374	1,500	269	1,500	253
	地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
任意事業	日中一時支援事業	回	270	213	270	219	270	275
	生活サポート事業	回	-	0	-	1	-	1
	自動車改造助成事業	人	1	1	1	0	1	1
	虐待防止対策支援事業	件	11	0	11	1	11	0
	訪問入浴サービス事業	人	-	0	-	0	-	0

※平成27年度・28年度は実績。平成29年度は見込み。

○ 地域生活支援事業における現状と課題

地域生活支援事業は、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて実施できる事業です。

理解促進研修・啓発事業は、ふれあい交流会を実施し、自発的活動支援事業は、みなかみ町身体障害者福祉協会研修旅行等を実施しました。

相談支援事業の指定事業者は、利根沼田圏域内に1箇所あります。多様な相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保が必要となります。

成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業の利用者は、今のところありません。

意思疎通支援事業は、手話通訳者派遣事業であり、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託しています。

日常生活用具給付事業は、障害者が日常的に使用する用具の購入費を助成していますが、ストーマ装具の交付件数が圧倒的に多くなっています。

移動支援事業の事業所は、町内に3箇所あります。視覚障害者が障害福祉サービスの同行援護のサービスに移行したため利用時間が減少しています。また、保護者の負担を軽減するため、沼田特別支援学校に通う障害児の通所支援を実施しています。地域活動支援センターは町内に1箇所ありましたが、平成29年10月に就労継続支援（B型）事業所に移行したため、現在はありません。今後、設置を検討する必要があります。また、町外の地域活動支援センターを円滑に利用できるよう支援しています。

(3) 障害児福祉サービスの状況

障害児通所支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児通所支援	児童発達支援	人	2	4	2	7	2	5
		人日	27	38	27	54	27	49
	放課後等デイサービス	人	7	16	8	21	9	23
		人日	58	174	67	241	75	247
	保育所等訪問支援	人	-	-	0	1	0	1
		人日	-	-	0	1	0	1
	医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	3	5	3	6	3	7

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 障害児通所支援における現状と課題

障害者総合支援法等の改正により、従来の児童デイサービスは、平成24年4月1日から児童福祉法に基づく事業となり、児童発達支援・放課後等デイサービスとして再編されました。障害児通所支援のサービスを提供できる事業所は、平成30年1月より町内に1箇所設置されました。町外の事業所も利用できるように、情報提供や利用支援を行います。

放課後や長期休暇中の利用ニーズに対応できるよう、サービス提供の体制整備が必要となります。

障害児通所支援の状況(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
入所支援	福祉型児童入所支援	人	2	1	2	1	2	1
	医療型児童入所支援	人	0	0	0	0	0	0

※平成27年度・28年度実績は年度分の平均値。平成29年度は4月～10月までの平均値。

○ 障害児入所支援における現状と課題

障害児入所支援の福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県が支援しています。

2. サービス体系及び数値目標

(1) 障害者総合支援法等に基づくサービス体系

サービスの体系は、個々の障害者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえた上で障害者の自立を支援するため、個別に支給決定が行われる自立支援給付と各市町村が地域の実情や利用者の個別状況に応じて柔軟に実施することのできる地域生活支援事業に大別され、自立支援給付は、さらに介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける場合の訓練等給付に区分されます。中でも障害の重い利用者に配慮した重度訪問介護、重度障害者等包括支援等のサービス、地域生活支援や就労支援といった課題に対応するための自立訓練、就労移行支援のサービス等、障害の個別性に配慮した上で、地域生活への移行や自立した生活が営めるようなサービス体系となっています。

このことを踏まえ、本町において実施運営される事業の概要は、以下のとおりです。

① 自立支援給付

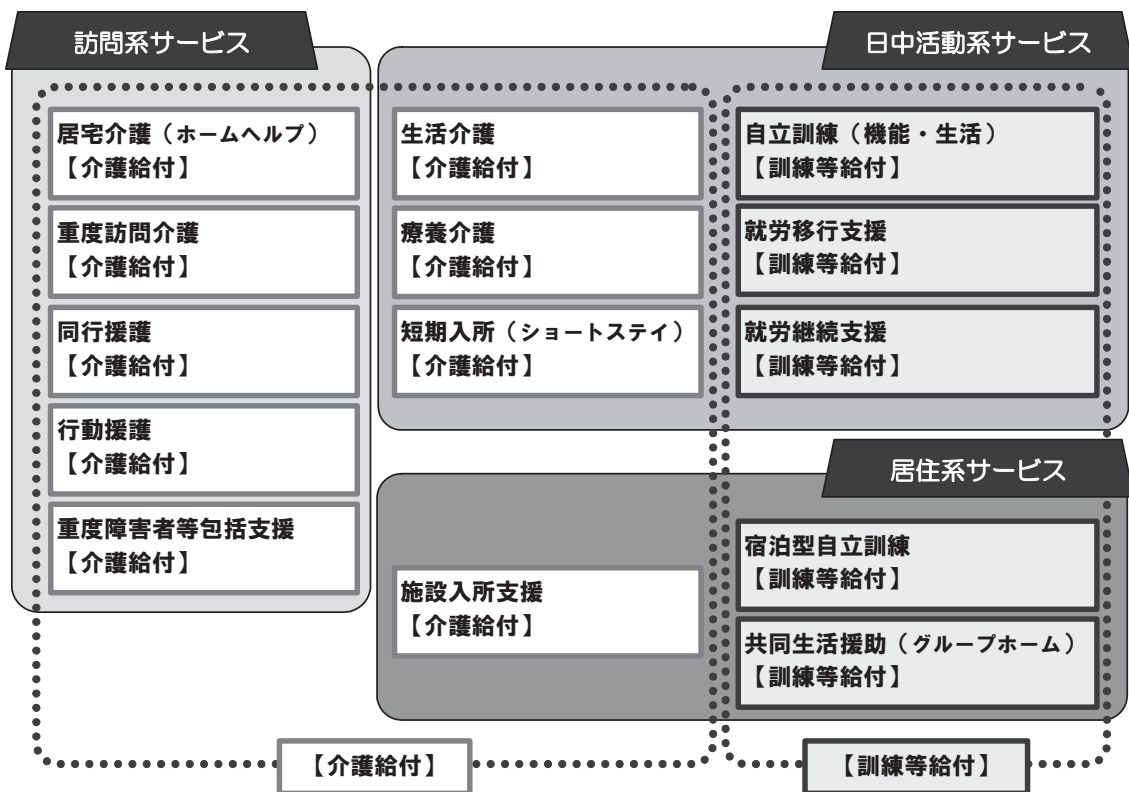
サービス種別		サービスの概要
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴・排せつ・食事の介護など居宅での生活全般における介助サービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者（基本的に18歳以上）を対象として居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行し移動に必要な支援を行うサービスです。
	行動援護	行動上、著しい困難のある方を対象として行動の際に生じうる危険回避のための援助や外出時の移動の支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方を対象として居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供する支援です。
	生活介護	常に介護を必要とする方（基本的に18歳以上）を対象として主に日中における障害者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護、創作活動及び生産活動等のサービスです。
	療養介護	基本的に18歳以上の方を対象として主に日中における病院等で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら介護の提供を受けることができるサービスです。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の場合に利用できる短期の入所による介護サービスです。
	施設入所支援	基本的に18歳以上の施設入所者を対象として主として夜間において入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

サービス種別		サービスの概要
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活・宿泊)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。宿泊型のサービスもあります。
	就労移行支援	就労を希望する方を対象として一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象として就労機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に住居において入浴・排せつ・食事の介護、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

現行のサービス体系においては、障害の種別や自宅か施設かといった形式的な区分ではなく、機能や目的に応じてサービスの選択と利用が可能となるように、これまで入所施設のサービスであったものを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）とに分けることで利用者の生活スタイルに応じて柔軟にサービスを組み合わせることができるようになっています。

例えば、入所施設でのサービスを利用している場合も、地域生活への移行が進めば夜のサービスの利用をやめて昼のサービスだけを利用するといった選択が可能となります。機能・目的別の視点から自立支援給付を整理すると以下のとおりです。

機能・目的別に見た「自立支援給付」



② 地域生活支援事業

< 必須事業 >

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

3. 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助を実施します。

○ 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供と助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行います。

○ 地域自立支援協議会

地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を進めるため、相談支援事業者、福祉サービス事業者及び保健・医療関係者など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害者等を支えるための中核的役割を果たす協議会の場として利根沼田圏域で実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業

知的障害者及び精神障害者が経済的な理由等で成年後見制度の利用が困難な場合、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

本町では、現段階において事業を実施していませんが、今後実施に向け体制整備に努めます。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

7. 日常生活用具給付事業

重度の身体・知的・精神障害者等に対し、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成します。

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の意思疎通を図ることを目的として手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的とします。本町では、現段階において事業を実施していませんが、今後実施に向け体制整備に努めます。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

10. 地域活動支援センター事業

身体・知的・精神障害者等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施し、日中活動の場の提供及び就労に向けた訓練の機会等を提供します。

< 任 意 事 業 >

1. 日中一時支援事業

障害者等を一時的に預かることにより、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。宿泊を伴わない日中利用の事業を適切な事業運営ができると認める社会福祉法人等に委託して実施します。

2. 生活サポート事業

障害者等を介護している保護者が疾病又はその他の理由により、一時的に介護することができない場合に登録介護者に委託して介護を行います。

3. 自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害者が所有し、運転しようとする自動車を当該障害者が運転しやすいように手動装置等の改造費を助成します。

③ 障害児福祉サービス

1. 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

2. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

3. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用している障害児や今度利用する予定のある障害児に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

4. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は、医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。

5. 障害児相談支援

児童福祉法の改正により、障害児についても、指定障害児相談支援事業者が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（サービス等利用計画）を作成することになりました。

障害児については、障害児支援サービスを障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて一体的に判断することが望ましいという観点から、障害児相談支援事業所の指定と特定相談支援事業所の指定の両方を受けることを基本とします。

6. 福祉型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。支援は、県が行います。

7. 医療型児童入所支援

障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。支援は、県が行います。

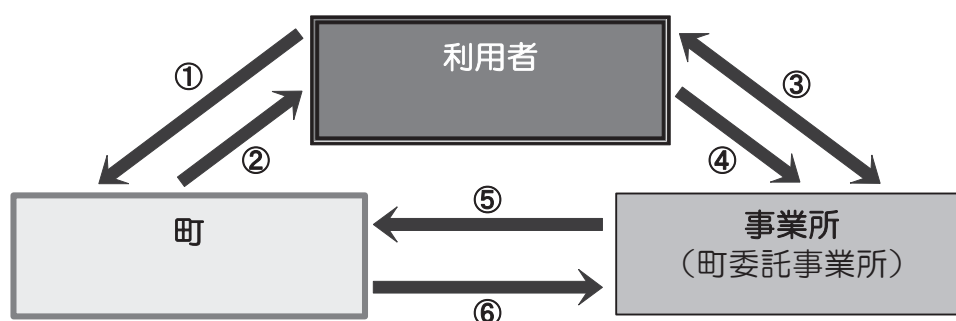
(2)本町における地域生活支援事業の考え方

地域生活支援事業は、本町の創意工夫により、地域の特性を踏まえて利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

本町では、利用者がこれまで利用してきたサービスが戸惑うことのないよう、各種事業を継続かつ円滑に提供できるよう努めていきます。また、相談支援事業を強化することで適切なサービス利用を支える体制をつくり、障害福祉サービスの円滑な利用促進を進めていきます。

◆ 基本的なサービスの流れ

国の制度である介護給付等と同様に利用者が事業所を選び契約を行った後にサービスを利用することとします。また、お金の流れは、これまで利用していたサービスの流れに沿ったものとします。(移動支援事業・日中一時支援事業の場合)



- ① サービスの利用を希望する方は、あらかじめ町に申請を行い、利用の承認を受けていただきます。
- ② 町は、申請内容を確認し、利用者へ支給量や利用負担額を記載した「決定通知書」を通知し、移動支援については「利用者証」を交付します。
- ③ サービスを利用する際には、町の委託事業所と利用者の間で「利用に関する契約」を結びます。
- ④ 利用者は、費用の助成割合を除いた額を事業所へ支払います。
- ⑤ 事業所は、助成分を町へ請求します。
- ⑥ 町は、請求を審査した後に事業所へ費用を支払います。

◆ 利用者負担の考え方

事業を安定して実施するために適切な費用負担の仕組みとします。また、利用者負担の割合は、下記のとおりです。

- 地域生活支援事業の利用者負担は、事業ごとに負担割合を定めています。利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担なし、1割～3割負担、全額負担といった割合となっています。

(3)平成32年度の目標値

①福祉施設入所者の地域生活への移行目標

国の基本指針では、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本としており、施設入所者については平成32年度末までに、2%以上減少させることが定められました。

本町の平成28年度末時点の施設入所者は、40人です。平成32年度末までに施設入所者を5人減少させ、35人とすることを目標にサービス提供に取り組んでいきます。

項 目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数 A	40 人	平成29年3月31日の数
【目標①】地域生活移行者数 B	3 人	平成32年度末までに施設入所者が地域生活へ移行する者の目標値
移行割合 (B/A×100)	7.5 %	
【目標②】施設入所者数の削減 C	5 人	平成32年度末までに施設入所者の削減目標値
削減割合 (C/A×100)	12.5 %	
平成32年度末の施設入所者数	35 人	平成32年度末の利用人員見込み

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針においては平成32年度末までに各圏域または各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

本町においては、圏域での設置を含めた検討を行います。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	数値	考え方
【目標】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	平成32年度末までに全ての市町村ごとに関係者による協議の場を設置することが基本

③地域生活支援拠点等の整備目標

国の基本指針では、平成32年度末までに障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所整備することが新規に定められました。

本町では、利根沼田地域自立支援協議会等において検討し、平成32年度末までに利根沼田圏域に1箇所整備することを目標として、具体的には地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備していきます。

項 目	数 値	考 え 方
【目標①】地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数
うち面的な体制を整備	1 箇所	地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備
うち圏域で整備	1 箇所	利根沼田圏域に整備

④福祉施設から一般就労への移行目標

1. 就労移行の利用者数及び移行率

国の基本指針では、平成32年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とし、就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加するとともに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが定められました。

本町では、平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行した者は、2名います。平成32年度の一般就労移行者数3人を目標とし、就労移行支援事業の利用者数5人を目標とします。現在、利根沼田圏域には、就労移行支援事業所は1箇所です。就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

項 目		数 値	考 え 方
【実績】 平成28年度の一般就労への移行者数		2 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【実績】 平成28年度の就労移行支援事業の利用者数		4 人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成 32 年度 末	【目標①】 平成32年度の一般就労移行者数	3 人	平成32年度までに、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
		1.5 倍	
	【目標②】 就労移行支援事業の利用者数	5 人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
		1.25 倍	
	【目標③】 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

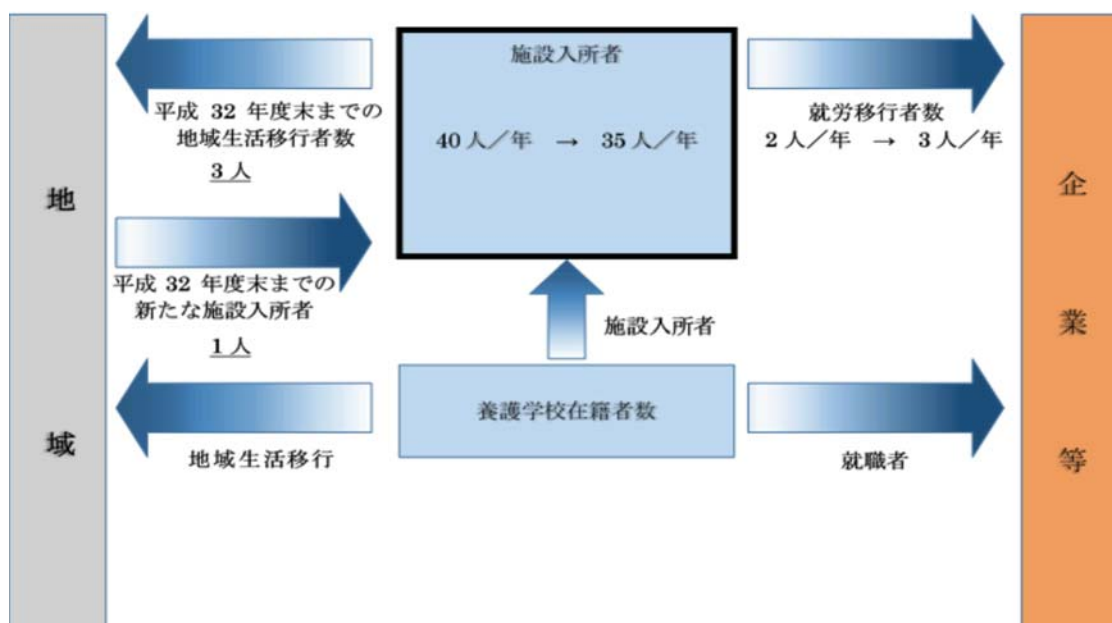
2. 職場定着率

障害者の就労定着を推進するため、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%を目標とします。

項 目		数 値	考 え 方
【目標④】 支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合		80 %	平成31年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から1年後の職場定着率。
		80 %	平成32年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から1年後の職場定着率。

障害者の地域生活・一般就労への移行イメージ

(平成28年度→平成32年度)



⑤障害児支援の提供体制の整備等

1. 基本的事項

- ・ 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するための体制整備を図る。
- ・ 障害児支援提供体制の整備により、次のような機能の強化を図る。

- ①障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から身近な地域での支援
- ②障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所施設
- ③障害児支援の均てん化を図ることによる、地域支援体制の構築
- ④障害児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築
- ⑤障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進

2. 数値目標の設定方法

- ・ 障害児支援の提供体制の整備等の目標

国の指針においては、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村1箇所以上設置すること、平成32年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、医療的ニーズへの対応を目指し、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することとしています。また、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとしています。なお、市町村単独での設置・確保が困難な場合には、圏域で設置・確保できるものとされています。

項 目	数 値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	平成32年度末までに設置
保育所等訪問支援事業の実施	1箇所	平成32年度末までに設置
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	平成32年度末までに設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等ディサービス事業所の確保	1箇所	圏域内に1箇所整備済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	平成30年度末までに設置

⑥第5期計画のサービス見込量

自立支援給付のサービス見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	30	30	30
		時間	220	220	220
日中活動系	生活介護	人	51	50	50
		人日	1,100	1,080	1,080
	療養介護	人	5	5	5
	短期入所	人	3	3	3
		人日	20	20	20
	自立訓練(機能)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	6	6	6
		人日	138	138	138
	就労定着支援	人	—	1	2
	就労移行支援	人	4	4	5
		人日	90	90	112
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2
		人日	40	40	40
	就労継続支援(B型)	人	44	48	50
		人日	880	960	1,000
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	人	27	27	27
	施設入所支援	人	37	36	35
	宿泊型自立訓練	人	6	6	6
相談支援	計画相談支援	人	25	26	27
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

3. 本町におけるサービス見込量の考え方

自立支援給付のサービス見込量の考え方

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	平成29年8月の利用者数・利用時間数を基礎とし、近年の利用状況及び入所施設からの地域移行分を勘案して算出しました。
日中活動系	生活介護	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、入所施設からの地域移行分及び新規利用者を勘案して算出しました。
	療養介護	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況を勘案して算出しました。
	短期入所	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況、入所施設からの地域移行分及び新規利用者を勘案して算出しました。
	自立訓練(機能)	これまでに利用希望者がいなかったことや県内の事業所の設置数を勘案して利用者数を0人としました。
	自立訓練(生活)	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
	就労移行支援	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況を勘案して算出しました。平成32年度の一般就労移行者数3人を目標としました。
	就労継続支援(A型)	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。
	就労継続支援(B型)	平成29年8月の利用者数・利用日数を基礎とし、新設されたB型事業所利用者、近年の利用状況及び新規利用者を勘案して算出しました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	平成29年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び福祉施設からの地域生活移行者を勘案して算出しました。平成32年度末までに地域生活移行者3人を目標としました。
	施設入所支援	平成29年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設退所者と新規利用者を勘案して算出しました。平成32年度末時点での施設入所者5人削減を目標としました。
	宿泊型自立訓練	平成29年8月の利用者数を基礎とし、近年の利用状況及び施設入所支援の退所者を勘案して算出しました。
相談支援	計画相談支援	平成29年8月時点での支給決定者数、支給決定後の利用計画の見直し(モニタリング)及び新規支給決定者を勘案して算出しました。
	地域移行支援	これまでに利用希望者はいませんが、福祉施設からの地域生活移行者、精神科病院から地域移行する方等を推計し利用見込み者数を算出しました。
	地域定着支援	これまでに利用希望者はいませんが、福祉施設からの地域生活移行者、精神科病院から地域移行する方等を推計し利用見込み者数を算出しました。

4. サービス見込量及び見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	30	30	30
		時間	220	220	220

◆ 訪問系サービスにおける見込量確保のための方策

支援対象であった身体・知的・精神障害者に加え難病患者等が対象となり、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めサービスの充実を図ります。

また、同行援護は、同行援護アセスメント調査票による的確な調査を実施し、サービス提供事業者に対しては、国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすように促すとともに、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中活動系	生活介護	人	51	50	50
		人日	1,100	1,080	1,080
	療養介護	人	5	5	5
		人日			
	短期入所	人	3	3	3
		人日	20	20	20
	自立訓練(機能)	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	自立訓練(生活)	人	6	6	6
		人日	138	138	138
	就労移行支援	人	4	4	5
		人日	90	90	112
	就労継続支援(A型)	人	2	2	2
		人日	40	40	40
	就労継続支援(B型)	人	44	48	50
		人日	880	960	1,000
	就労定着支援	人	0	1	3

◆ 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのためサービス利用希望者を把握し、事業者情報を提供していきます。

生活介護は、重度障害者の利用希望に対応できるよう体制整備に努めていきます。また、就労移行支援や就労継続支援は、地域の関係機関や団体と連携・協力し、支援事業所の整備や雇用促進に努めるとともに、自立した生活ができるよう工賃の確保・向上にも留意していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居住系	自立生活援助	人	0	1	2
	共同生活援助 (グループホーム)	人	27	27	27
	施設入所支援	人	37	36	35
	宿泊型自立訓練	人	6	6	6

◆ 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

入所施設から地域生活移行の推進が重要となります。そのため、グループホーム利用者への家賃補助制度の有効活用、地域の関係機関や団体と連携・協力し、グループホームの整備を推進するとともに、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、サービス提供事業者の利用状況を把握し、利用希望者への情報提供や施設の確保に努めていきます。

(4) その他サービス

相談支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援	計画相談支援	人	25	26	27
	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援	人	1	1	1

◆ 相談支援における見込量確保のための方策

幅広い相談支援のニーズに対応できるよう相談支援体制を強化し、利根沼田自立支援協議会の活用及び指定相談支援事業者の確保等により、相談支援体制の充実に努めます。サービス対象者へ制度を周知し、サービス利用状況を把握するとともにライフステージの変化に対応した適切な支援を行うため、関係機関等との連携・協力を図ります。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量(1か年当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1
	自発的活動支援事業	回	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0
	意思疎通支援事業	回	50	50	50
	日常生活用具給付事業	件	500	500	500
	手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)	人	20	20	20
	移動支援事業	人	10	10	10
		時間	290	290	290
	地域活動支援センター事業	箇所	0	1	1
		人	0	3	5
	地域活動支援センター事業 (他市町村分)	箇所	1	1	1
		人	3	3	3
任意事業	日中一時支援事業	回	270	270	270
	登録介護者事業	回	1	1	1
	自動車改造助成事業	人	1	1	1

◆ 地域生活支援事業における見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業は、障害者等に対する地域住民への理解を深める研修・啓発事業を実施します。

自発的活動支援事業は、障害者等、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

相談支援事業は、相談の場を確保するため、引き続き指定相談支援事業所に委託します。また、基幹相談支援センターである利根沼田障害者相談支援センターと連携・協力し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

成年後見制度利用支援事業は、障害者等に保護者がいない場合など、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、本町では現段階において事業を実施していません。今後実施に向け体制整備に努めます。

意思疎通支援事業は、障害者等のニーズに応じ、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を円滑に行います。

日常生活用具給付事業は、排せつ管理用具の給付件数が増加しています。障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

手話奉仕員養成研修事業は、本町では現段階において事業を実施していません。今後実施に向け体制整備に努めます。

移動支援事業は、障害特性やニーズに対応できる提供体制に努めるとともに、円滑に外出できるよう支援体制の強化に努めます。

地域活動支援センター事業は、障害特性に応じた活動の場を充実させるため、活動内容を検討していきます。また、就職希望者の斡旋については、障害者就業・生活支援センターとの連携・協力を図ります。

日中一時支援事業は、活動の場を確保するとともに、事業者等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

虐待防止対策支援事業は、引き続き障害者虐待防止センターの業務を委託し、障害者等の虐待に関わる通報や対応、その他支援体制の強化に努めていきます。

自動車改造助成事業は、利用者がいた場合、円滑に支援できるよう努めます。また、その他の任意事業については、必要に応じて実施要綱等を整備していきます。

(6)障害児福祉サービス

障害児通所支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援	児童発達支援	人	8	8	8
		人日	20	20	20
	放課後等デイサービス	人	20	21	22
		人日	320	336	352
	保育所等訪問支援	人	1	1	1
		人日	1	1	1
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	福祉型児童入所支援	人	1	1	1
	医療型児童入所支援	人	0	0	0
	障害児相談支援	人	30	30	30
	コーディネーターの配置人数	人	0	1	1

◆ 障害児通所支援における見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が支援を円滑に利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

また、放課後等デイサービスについては、障害児の放課後の生活や長期休暇の生活支援等、きめ細かな生活支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりに努めます。

障害児入所支援の見込量(1か月当たり)

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入 所 支 援	福祉型児童入所支援	人	2	2	2
	医療型児童入所支援	人	0	0	0

◆ 障害児入所支援における見込量確保のための方策

福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援は、県のサービスであるため、県と連携し、実施体制の充実に努めます。

第4章 計画の推進

1. 推進体制

◆ 啓発・周知の徹底

障害者総合支援法に基づく各種サービス等の制度改正があった場合は、サービスを必要とする障害者等が円滑にサービスが利用できるよう町広報や障害者団体への制度説明会等を通じてサービスの利用方法や制度の仕組み等について周知を図り、安定したサービス利用が確保されるよう努めます。

◆ サービス提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、役場庁内の関係各課が連携して取り組むとともに、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、企業及びその他関係機関に対しても広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

◆ 相談支援体制の充実・強化

障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実・強化が必要不可欠と考えます。このため、地域の実情に応じて中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育及び医療等の関連する分野からなる利根沼田地域自立支援協議会を活用し、地域の課題を共有し、問題解決のためネットワークの構築を図ります。

◆ 町民との協働体制の構築

障害者等が自立した生活を営むために必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく、施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障害者等や障害者団体と連携を保ち、障害者等に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報提供に努め、行政と町民による協働体制の構築を図ります。

◆ 町、県及び関係機関との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、町担当課だけでなく関係各課との連携を図る必要があります。複雑かつ多様化するニーズに対して、柔軟に対応できる庁舎内の体制整備と職員の意識向上に努めます。

広域的な調整やサービスの質の向上を図るための人材養成やサービス評価等、県における取り組みは、本計画の推進には必要不可欠であるため、県の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。また、医療機関、教育機関及び公共職業安定所等との連携体制を構築していきます。

2. 計画の達成状況の調査・分析・評価

本計画の目標達成のため、サービス見込量の目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について関係各課及び関係各機関で情報を共有し、達成状況を把握します。必要に応じて役場担当課が中心となって関係各課及び関係各機関に対する調査を実施し、進捗状況や課題の把握を行います。

また、PDCAサイクルにより計画を調査・分析・評価するとともに、利根沼田地域自立支援協議会等において、総合的な評価等も実施するよう努めます。

3. 計画への反映

計画の進捗状況や評価等に関しては、広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

**みなかみ町
第5期障害福祉計画**

平成30年3月

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課